

## 令和3年第2回 飯塚市議会会議録第3号

令和3年3月10日（水曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第7日 3月10日（水曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。27番 道祖 満議員に発言を許します。27番 道祖 満議員。

### ○27番（道祖 満）

本日は質問通告に従いまして、質問させていただきます。1点目は、新型コロナウイルス感染防止について、お尋ねしてまいりたいと思います。市長は施政方針の中で、新型コロナウイルスの感染防止については、全力で取り組むと言われております。また、ことし開催予定のオリンピック・パラリンピックに関連して、飯塚市は南アフリカ共和国のパラリンピックの事前キャンプ地となっており、支援に努めると言われております。この事前キャンプの受け入れ対策についてどうなっているのか、お尋ねしてまいりたいと思います。

新聞報道によりますと、事前キャンプ、いろいろな事情で受け入れを断念しておる都市も出てきております。受け入れについては、市民のいろいろな心配を払拭するためにも、いろいろな形での取り組み、十分な安全管理が行き届いた受け入れ態勢が必要だと思っております。飯塚車いすテニス大会の開催については、ボランティアの皆様の感染防止の観点から中止となりました。そこで、事前キャンプの準備スケジュールと受け入れ態勢の人員の確保、宿泊場所の確保等はどうなっておるのか、まずお尋ねいたします。

### ○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

### ○都市施設整備推進室長（山本雅之）

まず事前キャンプの受け入れ対策につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催における新型コロナウイルス感染症対策調整会議が、昨年9月以降、これまで6回開催されまして、対策案が検討されております。この調整会議では、実効的な新型コロナウイルス感染症対策の検討、提示を行うことや、国内外の感染状況やスポーツ大会の開催状況、感染対策等を踏まえながら、アスリート等にとって安全安心な大会運営の実現を図るため、主にアスリート、大会関係者、そして観客という3つのカテゴリーから、選手等の入国、輸送、会場ごとの課題等について整理し、検討しております。この中で、大会時に選手等に安心してホストタウンを訪問してもらい、住民にも安心して選手等を迎えてもらうため、ホストタウンは感染症防止策を求めた受け入れマニュアルを作成して、感染防止策を実施することになっており、現在、本市においても受け入れマニュアルを作成中でございます。受け入れ態勢につきまして、まず事前キャンプ

準備スケジュールについては、現在、選手等受け入れマニュアルを作成するため、キャンプ実施に係る各種調整を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、5月下旬に相手国とコロナ対策を踏まえた合意書を締結し、あわせて選手等受け入れマニュアルを国に提出することとなっております。6月以降は、関係機関や使用施設との最終調整を行いまして、8月中旬の事前キャンプを実施したいと考えております。また、受け入れ態勢については、感染防止のため、限られた特定の関係者で事前キャンプを運営することを想定しております。本市のキャンプ支援実行委員会では、事前キャンプの実施に当たり、約50名のボランティアスタッフの方に登録をいただいておりますが、選手との接触が制限されておりますので、どのような形でご協力をいただくのか検討を行っているところでございます。なお、宿泊施設につきましては、いづつかスポーツ・リゾートを使用し、練習会場とあわせ、車いすテニス、パラ水泳チーム、最大20名の選手団を受け入れることを前提に、関係者と協議を進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

新型コロナウイルス感染症では、変異ウイルスが発生していると報道されておりますが、その中で、南アフリカの名称が散見されます。この対応については、特段対応すべき点があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

質問者ご指摘のとおり、南アフリカ共和国において新型コロナウイルス変異ウイルスの発生が報告されておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため、選手団に対しては、出国72時間前に検査を受け、陰性の証明を取得することや、入国前14日間の健康モニタリングの提出が義務づけられるなどの防疫措置が講じられます。東京大会に向けてのホストタウン等における選手の受け入れについては、今後、国から示される新型コロナウイルス感染症対策についてのルールを遵守し、キャンプを安心安全に実施するため準備を進めてまいります。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

飯塚市でも新型コロナウイルス感染症の陽性反応者は300人を超えましたけれど、緊急事態宣言下の中で、だんだん陽性反応者は数も減ってきており、この宣言の解除も近いかもしれませんというか、もう解除されておるんですけど。この質問を書いたときがまだ解除されておらなかったもので、申しわけない。けれど21日までは、やはり夜の外出はできるだけ控えてくださいとか、それ以後もマスクは着用、3密を避ける等のやはり自主的規制は必要になってくると思いますけれど、ただ、日本は落ちついてきているかもわかりませんが、まだ海外の国では、感染する人が多いように見受けられます。市としては、オリンピック・パラリンピック開催に向けて、これは国外の人たちの市内受け入れの際の感染防止の対応について、どのように取り組んでいくのか、説明をお願いしたいと思います。ただ国のほうでは、オリンピック・パラリンピックの海外の観戦、応援と言うか、そういう人たちの入国は制限するというふうに報道されておりますので、国の動きがどんどんどんどん変わっていきますので、対応が大変だと思いますけれど、どのように考えておるのか、現時点での考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

ただいまご質問者からのご指摘のとおり、報道で国外からの観客は制限する方向でという報道もされております。本市といたしましては、まず選手団に重点を置いて取り組んでまいりたいと思っております。具体的には、取り組むべき感染防止対策を受け入れマニュアルとして作成し、実施してまいります。受け入れマニュアルでは、国、福岡県、飯塚市の関係者の役割と業務、受け入れ概要、受け入れ行程、選手等の送迎、移動、宿泊、食事、練習等についての管理や、選手等の健康管理及び行動管理や検査の実施、感染疑い者等発生時の対応について定めておまして、このマニュアルの遵守に関する合意書を、南アフリカ共和国オリンピック委員会と締結し、感染防止を徹底いたします。本市といたしましては、この受け入れマニュアルを確実に実施し、市民、選手団、関係者の安全安心を第一に感染防止対策を講じ、キャンプを実施してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回、この質問をしたのは、事前キャンプがあるという前提の中で、特に南アフリカの方々ですから、変異ウイルスの感染率が高いという報道があって、市民の皆さんが心配している人が多いのではないかなと思うんですよね。だからやはり受け入れるに当たって、今お聞きしましたけれど、大体6月にはいろいろなことが判断できるような状態になってくると。そして8月には、正式にはというような答弁だったと思います。これがわかる時点、わかった時点、決まった時点で、市民にはこういうふうな形で、きちっと対策をして安全管理に努めているということを示していただきたい、広報していただきたい。やはり受け入れるほうとすれば、その点を市民は心配していると思うんですよね。受け入れた結果、それで変異ウイルスが出てきましたとかいう話になったら、それこそ市は何をやっていたんだと言われますからね。そういう対策をきちっとやっていただきたいということで、今回質問しておりますので、対応の方よろしく願います。大変だと思いますけれど、ご苦労かけますけれど、よろしく願います。

引き続き、まちづくりに関連して質問してまいりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。飯塚市文化会館と嘉穂劇場のあり方について、お尋ねしてまいりたいと思っております。飯塚市文化会館コスモスコモンですね。それと嘉穂劇場のあり方についてですね。市長は施政方針の教育・文化の項で、文化芸術活動の拠点である飯塚市文化会館の整備を推進していくと言われております。そういう予算が、今回の3月議会の当初予算、新年度の当初予算に計上されております。この予算の内容は、一昨年12月に一般質問したときの内容と変わらないような事項だと思っております。飯塚市文化会館コスモスコモンの整備については、そういうふうに整備をしていく、推進していくと言われ、予算も計上されておるわけですが、嘉穂劇場については何も触れていなかったように思います。そこでいろいろとお尋ねしたいと思うんですけれど、さきの12月定例会の嘉穂劇場についての一般質問では、嘉穂劇場については、何と言っていたんですかね、ちょっと。「ただ残せばいいというものでなく、運営や活用の方法について、今の時代の中でどう生かしていくかというような新たな考え方も必要ですし、関係者の皆さんとしっかり協議しながら、飯塚市としても存続について、最大限の努力をしてまいり所存でございます」と一般質問の答弁されております。これは確認します。後で私が言っていることが間違いかどうか確認させていただきます。後で答弁ください。それとともに、令和元年12月定例市議会の私の一般質問で、文化会館の改修についてお尋ねしておりますけれど、これに対して、ときの教育部長は、文化会館の改修については、経済性、文化活動の継続性、また、公共施設のあり方計画との整合性などから判断して改修の内容を決めたというふうに言われております。これは間違いはないか、まず、この2点についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

その2点につきまして、間違いございません。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そこでお尋ねしてまいりますけれど、嘉穂劇場は国の登録有形文化財ですけれど、飯塚市教育委員会で、嘉穂劇場のあり方について協議をなされたことがあるのかどうか。あれば、その内容について、お示しいただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

嘉穂劇場のあり方等につきましては、まだ教育委員会内では協議はいたしておりませんが、実は、この一般質問をいただいたことをきっかけに、教育委員会内部ではございませんが、どのようにお答えすべきかということで、経済部のほうと協議をさせていただきまして、昨日の代表質問でもお答えしましたとおり、経緯や今後の手続等について説明を受けているというところでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

確認しますけれど、この一般質問を受けて、経済部と相談したということですね。教育委員会としては、何を協議したんですか。嘉穂劇場は、しつこく言いますけど、登録有形文化財。これは教育委員会の所管でしょう。文化庁ですよ、文化庁の所管ですから、教育委員会の所管だと思うんですけれど、教育委員会としては嘉穂劇場のあり方については、一切、これまで協議されていないということでしょう。それを確認します。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

嘉穂劇場を運営している認定NPO法人が解散し、飯塚市に嘉穂劇場を譲渡すると言われておりますが、譲渡された場合、市長が答弁されておりますけれど、存続のあり方については、どこでどのような協議を行うのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

飯塚市への譲渡後の存続のあり方につきましては、文化財を保存し、かつその活用を図る必要があると考えております。文化財の価値を損なうことなく後世に継承する保存と、より多くの人に鑑賞を体験してもらうこと等を通じまして、地域や社会の核としての役割を果たす活用の双方を考慮して運営を行っていく必要があると考えております。特に、近年におきましては、文化財の活用を地域振興や観光振興につなげる取り組みもなされておきまして、その観点から保存と活用を十分に考慮した存続のあり方の協議が必要であると考えております。したがって、後世に文化財を継承できるよう、文化的保存を考慮した協議、それから文化財活用による飯塚市の地域振興、観光振興に寄与する存続のあり方に関する協議が必要となってまいりますので、この機

会を端緒といたしまして、関係部署、関係機関と運営や活用方法について、今後、協議を行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

要は、嘉穂劇場のあり方については、まだ協議していないということでしょう。今後、協議していきますということです。では、お尋ねしますが、嘉穂劇場の施設は1200人程度の収容可能な多目的ホールと私は思っておりますけれど、今の新しい言葉で言いますと文化ホール、多目的ホールと理解しておりますけれど、市ではどのような分類になると思っておりますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

文化庁の公開する国指定文化財等データベースによりますと、嘉穂劇場は、明治期から昭和初期に筑豊地方に建築された劇場建築の唯一の遺構でございまして、芝居小屋に分類されるものと考えております。しかし、具体的な利用方法といたしましては、演劇を初めとする鑑賞事業が行われているほか、和太鼓や吹奏楽などの発表の場として、地域の文化芸術活動施設として利用されるとともに、講演会や会議などでの利用など、多目的な利用がされているところでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ここで、ちょっといろいろお尋ねしますが、芝居小屋と言っていますけれど、芝居とは何ですか、わかりますか。芝居と言うのは、調べたら演劇と書いていましたよ。それで小屋というのは演劇をする場所、建物だということです。この認識でよろしいですかね。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

その認識で、よろしいかと思ます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

嘉穂劇場について、今回、質問に当たって、いろいろ調べていたら、いろいろ面白いやつが出てくるんですね。嘉穂劇場をいかにして残していくかということに関係しますので、ちょっと私は嘉穂劇場を大事にしたいと思っているほうですから、だからいろいろ言わせていただきたいんですけど、いろいろ調べていたら、「よみがえる芝居小屋—その社会学的研究序説—」ということで、甲南大学の芦田教授の論文が一つありますけれど、その中で、嘉穂劇場について、「「小屋」（建物）よりも「芝居」（実演・興業）で注目される芝居小屋が現れる。福岡県飯塚市の「嘉穂劇場」である」というふうになっている。「建物自体の歴史的・文化的価値は微妙である。ところが、「芝居」を続けている「小屋」は、その頃すでに「時代物」になっていたのである。」という。これ、嘉穂劇場そのものは、炭鉱時代の娯楽施設、演劇の、いろいろな催しをする建物ですよ。芝居小屋と言ったら、何か芝居だけするふうにイメージしますが、生い立ちはずいぶん違いますよ。そういうふうには思いますが、その中に興味深いことに、「そこには、「劇場〔建物〕を見にくるだけのお客さんじゃあ、だめなんです。〔……〕芝居をせん、空っぽの小屋なんか、意味はなかパイ。記念館になるぐらいなら壊してしもうた方がよかた」という劇場主の証言が収められている」と。これは「芝居を掛けてこそその芝居小屋」という本、出版物があるそうです。嘉穂劇場物語という、その中で恐らく先代の伊藤さんの言葉だと思ま

すけれど、そういう趣旨で、伊藤さんは運営されてきたということです。こういうことが述べられております。

それとともに、お尋ねしてもいいんですけど、調べると文化庁から「重要文化財建造物の活用について」通知が出ておりますね。知っていますか。平成8年12月25日、文化庁文化財保護部長通知、各都道府県教育委員会教育長宛てに出しておるんです。その中に、文化財の活用に求められるものというのがちゃんと出ております。それは、機能や用途の維持という文書、文面があります。「文化財を理解する上で、建設当時の機能や用途それ自体が重要であり、それが維持されていることが文化財の価値の一部となっている場合が多い。このことは、例えば、現役の民家は移築された無住の民家よりも生き生きと感じられることや、閉鎖されていた芝居小屋での演劇再開が地域から大きな期待を持って迎えられることから明らかである」というふうに文化庁が言っているんですね。要は、しつこく言いますけれど、できた当時の機能や用途を維持していくことが大事だということを国も言っているということなんですけれど、そういうことを御存じかどうか、まず確認いたします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

はい、承知いたしております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

それを承知していただきたいというのが、もう今回の質問、第1ページにあるんですけど。それによって、今後の方針が変わってきますからね。きちっと整理されて、その方針が変わってくるというか、出てくるんだろうと思っていますので。

では改めて、文化会館についてお尋ねします。飯塚市文化会館は多目的ホールと理解しておりますけれど、市ではどのような分類になると考えておるのかどうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

飯塚市文化会館は、音楽や演劇など、多様な文化活動の鑑賞や発表を行うことができる音響性能に優れたホールと、展示会や発表会、大きな会議を行うことのできる展示ホールを有する文化施設に分類されるものと考えておりますが、ご指摘のとおり、ほかにもいろいろと多目的に利用される施設となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

確認ですけれど、多目的ホールですよ。演劇を行う、いろいろなもろもろの文化行事を行う多目的ホール。これは嘉穂劇場と用途としては変わらないというふうに理解しますが、よろしいですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

外観その他、多少、趣は違いますが、質問者おっしゃる趣旨で申し上げますと、多目的ホールであることに間違いはないと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算書の正味財産増減計算書によりますと、経常収支計は大体2億5千万円程度です。これに指定管理者の指定管理料として大体1億3千万円くらい支払われております。そして、飯塚市文化会館の利用料収入は、大体4千万円前後で推移しておるようです。稼働率は大体50%未満、入場者数は大体23万人前後。施設の保全、設備保全のための業務委託料は、大体年間9千万円程度かかっておりますけれど、これだけかけて運営している文化会館の大ホール、中ホール、展示ホール等の各施設の稼働率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

稼働率の算出方法といたしましては、一日単位で考える日数単位と、貸し館の時間区分でございまして1コマ2コマのコマ単位で算出する方法がございまして。まず日数単位の稼働率からご説明申し上げます。平成28年度の大ホールは61.4%、中ホールが73.4%、展示ホールが82.1%。平成29年度の大ホールが64.3%、中ホールが72.4%、展示ホールが77.3%。平成30年度の大ホールが59.1%、中ホールが71.4%、展示ホールが77.9%。令和元年度の大ホールは53.7%、中ホールが60.5%、展示ホールが77.7%となっております。

次に、1コマ単位の稼働率をご説明申し上げます。平成28年度の大ホールが54.2%、中ホールが59.0%、展示ホールが72.5%。平成29年度の大ホールが56.3%、中ホールが59.0%、展示ホールが68.6%。平成30年度の大ホールが51.4%、中ホールが57.0%、展示ホールが69.3%。令和元年度の大ホールが44.9%、中ホールが50.6%、展示ホールが67.3%となっております。なお、令和元年度の稼働率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、3月分の利用が減少したことから、例年と比較をいたしまして少し低くなっているものと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

飯塚市の文化会館の稼働率と他の自治体の文化会館の稼働率を比較すると、どのような状況にあると言えますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

文化庁委託事業により作成されました「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書（令和元年度版）」によりますと、平成30年度実績に基づく大ホールと同等の収容人数1千席以上の全国平均稼働率、これは日数単位でございまして、これが平均が60.4%。それから2番目に大きいホール、これが全国稼働率が66.8%となっております。これに対しまして、平成30年度の飯塚市文化会館の大ホールの稼働率は59.1%、2番目に大きいホールということで、中ホールの稼働率は71.4%でございまして、大ホールはおおむね平均程度、中ホールは平均と比べまして、若干稼働率が高いというふうに考えておりますが、大ホールにつきましては、今後とも有効活用を推進することで、さらなる稼働率向上を図る必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

稼働率が若干高いとか、平均値に近いとかいう答弁だったと思うんですけどね。では、稼働し

ているけれど、1500人収容の大ホールに対して、人数がどれぐらい入っていますか。1回について、それが100%、1500席が埋まるようなことが何度かありますか。中ホールにおいてもそうですよ、どれぐらいの人が入っていますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

収容率でございますが、平成29年度で申し上げますと、大ホールの収容率は63.85%、中ホールが78.41%、展示ホールが84.11%。平成30年度が大ホールが70.11%、中ホールが72.69%、展示ホールが90.55%。令和元年度で申し上げますと、大ホールが71.24%、中ホールが69.58%、展示ホールが85.69%となっております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

過半数以上、50%を超えているんだという答弁ですよ。ちょっとお尋ねしますが、では、令和元年度の決算書があるんですけど、文化会館の自主事業の実施状況というのは、令和元年度が出ていますけれど、これ1年間で実際、自主事業しているのは大ホールで6回、中ホールで14回なんですよ。これで満席になったところがどれだけありますか。自主事業で満席になっているのは何%か。そして、今言った満席、収容率が高いと言うんだったら、それは民間がやった事業については100%を超えているとか、そういうことになるんですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

大変申しわけございません。今、手元のほうに、その資料ございませんので、答弁できません、申しわけございません。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

毎年、決算書が出ていますよ。それを見ると全部、大ホールで何をやって、自主事業は何をして、何人入ったと全部出ていますよ。これ見る限り、自主事業で大ホールを使ったのは6回しかないんですよ。しかも1500人が入ったというのは見当たらない。中ホール14回しか使っていないんですよ。そういう実態ですよ。ちゃんと実態把握してください。それで、あなた方が言っている数字は正しいのかどうか、ちょっと疑うんですよ。今度、そのうち機会があったらお尋ねしますから、それを民間が活用しているものと自主事業と分けて利用率を出して、利用状況を出していただきたいと思います。こういう中で見ますと、飯塚市文化会館では、収支バランスが大きく崩れていると私は思っておりますけれど、いかがですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

飯塚市文化会館の収支につきましては、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書によりますと、平成28年度の当期一般正味財産増減額は690万7070円の赤字、平成29年度は128万5321円の赤字、平成30年度は40万3360円の赤字、令和元年度は216万3707円の黒字と年々改善をされてまいりまして、その赤字分につきましても、これまでの収益の繰越金で充当されているなど、おおむね収支バランスはとれているものと考えております。なお、ご指摘のとおり飯塚市文化会館施設、設備保全のための業務委託料と、利用料収入を比較いたしましたところ、利用料収入のみでは賄えていない状況でございます、単年



度収支におきましては、バランスがとれているとは言えない状況でございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから収支バランスがとれているの、とれてないの、現状のままでいいの、とれているの。今、設備保全とか、いろいろ管理費とかいうのを入れたら収支バランスがとれていないということでしょう。事業に対しては収支がとれていると。事業だけで収支とれているって、会館の維持管理が必要になってくるんでしょう。民間ではそうでしょう。会社を動かすときに大体、全体の収支バランスを考えてやっていくんだと思いますけれど。収支バランスはとれてないと私は判断しておるんですけど、とれているんですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

先ほど答弁いたしましたとおり、単年度におきましては、バランスがとれているとは言えない状況であると考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、嘉穂劇場の整備費は、幾ら程度必要になってくると考えておりますか。また、年間の維持管理費については、幾ら程度必要になってくると考えていますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

嘉穂劇場の整備につきましては、NPO法人によりお聞きしたことになりますが、今後、老朽化による大屋根改修工事、空調機器更新工事、音響設備、舞台照明設備、舞台、舞台幕更新及び客席カーテンの更新が必要になってくるとの報告を受けております。なお、工事もしくは更新に係る費用につきまして、譲渡後の積算になるものが多く含まれておりますので、現在把握はできておりません。また、年間の維持管理費につきましては、NPO法人のホームページに掲載されている経費によりまして想定される額を申し上げますと、平成29年度で約4200万円、平成30年度で約4千万円、令和元年度で約3600万円となっております、3カ年の平均をとりますと、年間約4千万円となりますので、4千万円程度の維持管理費が必要ではないかと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回、飯塚市文化会館の施設改善費が、令和3年度の予算に計上されておりますけれど、今後どの程度の施設改善費が見込まれているのか、何について見込まれているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

令和3年度から令和5年度にかけて実施しようとしております大規模改修事業につきましては、特定天井の耐震性強化及び開館から29年を経過し劣化をしております空調設備を初めとする機械設備、電気設備の更新などを行うため、合計で21億3005万9千円を見込んでおります。建物本体の耐用年数60年までの残る約30年間におきましては、施設設備の適切な維持管理に努めるとともに、修繕や改修などの施設改善費も必要となってまいります。この施設改善費の見

込みにつきましては、国が示す製品や構造物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルで捉えるライフサイクルコストに基づきまして算出をいたしますと、令和6年度以降の期間で、約45億円が必要ではないかと試算されますが、今後の施設改善の実施に当たりましては、現地調査等を行い、十分に精査をしまいいりまして、その都度、見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あわせて、嘉穂劇場を維持管理する場合、合わせたらどれぐらい年間かかると思いますか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

嘉穂劇場の天井も、屋根の修繕から空調から音響から、これ全部改良する必要が出てくるんでしょう。そうすれば何億円もかかる可能性がありますよね。年間維持費は4千万円と。片方で文化会館8千万円維持管理にかかっている。単純に計算しても1億2千万円の年間維持費と。今後考えられる嘉穂劇場に対しては、何億円も出さなくてはいけないということを言うと、この21億円を文化会館にかけると言っているけれど、恐らく、文化施設を2つ持つということになれば30億円ぐらいかかる可能性はあるのではないかとというふうに私は思うんですけど、これは今後の協議でどこまでやるか、どれぐらいお金をかけるかということになってくると思います。しかし、絶対に大きな金額がかかるということについては言えるのではないかと思いますけれど、どう思いますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

今後の精査にもかかわってくるとは考えますが、質問者がおっしゃるとおり、生半可な数字ではないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

私、文化会館でできるものは嘉穂劇場でもできるのではないかと。嘉穂劇場1200人の大衆向け演劇のホール、多目的ホールですよ。もともとできた経緯は、炭鉱時代、周りにそういう文化ホールがなかったから、あれが文化ホールだったんですよ、形は違いますけれど。そういう文化会館でやっている内容については、嘉穂劇場でもできるのではないかと思います。それと、大きなイベントは新体育館でできるのではないかと考えているんですよ。代替できるのではないかと私は思いますけれど、そういうことは可能だと思いますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

収容人数から判断をすれば、飯塚市文化会館で行っている内容を、例えば今ご指摘がありましたとおり、嘉穂劇場や今度できる新体育館で行うことは、物理的には可能ではないかというふうに思われますが、それぞれの施設の附属設備や機能性、利便性など総合的に判断をされまして、利用者がいずれの施設を使いたいと考えるのかということも十分に考えていきたいというふうに思っております。これが可能かどうかということもございますが、まずは文化会館をご利用いただいている団体等のご意見なども聞いて、方向性を探してみたいというふうには考えておりますが、御承知のとおり、文化会館は小さなお子様から中学・高校生に至るまで、各種発表会などにも利用され、その子どもたちにとっては本格的なホールでの晴れ舞台として、夢の甲子園とまでは申しませんが、教育的・文化的に重要な役割を果たしてまいりました。また、社会人の方々にも、例えば、「とすとらーズ」の皆様を初め、各種文化・芸術の発表の場として親しまれてきた経緯もございまして、今後の新たな文化・芸術の面での生涯学習の場としても、どのように皆様方が考えているか、そのようなところも調査をする必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから、一切協議してないからよ。文化ホールのあり方なので、市長が答弁を12月にしてから、一切してないからよ、この3カ月間、教育委員会として。だからそういう中途半端な答えしかできない。方向性が何も示されてない。金はどうするのか、そういうことも考えられていない。それだけ指摘しますよ。

私は、文化会館がないなら、選択の余地は2つしかないから、2つの中で選ぶ可能性がりますよ。3つあるから3つのうちで選ぶでしょう。そうでしょう。それと文化会館に多額の施設改善費を費やすよりも、私は嘉穂劇場の施設改善を行い、飯塚市の文化の拠点としたほうが、飯塚市の独自のまちづくりの姿が示されるのではないかと考えておりますけれど、その点については、どう思っておりますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

嘉穂劇場につきましては、国の登録有形文化財として文化財の価値を損なうことなく後世に継承するための保存と、炭鉱で栄えた筑豊の歴史を今に伝える文化財として重要な文化財建造物であると考えております。また、一方で嘉穂劇場は、飯塚市文化会館と貸し館利用を行うなど、先ほどもご指摘がありましたとおり、同様の機能を有する施設となっておりますが、それぞれが異なった特性を持つ施設でございまして、それぞれが得意とする分野を有していると考えております。文化会館におきましては、音響性能に優れた大ホール、中ホールがあり、新人音楽コンクールや吹奏楽、演劇等の鑑賞、発表の場となっているほか、展示ホールにおきましては、絵画や書道等の展示や企業による展示会の会場として適した施設となっております。一方、嘉穂劇場は木造建築の芝居小屋として、古くから歴史を有する施設であり、国の登録有形文化財にも指定された趣のある施設となっております。芝居小屋として建築されていることから、花道や回り舞台、奈落を有し、芝居や歌舞伎等の伝統芸能に適した施設であると考えております。近年では、歴史的な建造物としての趣を生かし、講演会や音楽活動にも活用されておりますが、飯塚市文化会館、嘉穂劇場、それぞれの施設の持つ特徴を生かしながら管理運営を行っていくことが、飯塚市の文化の拠点として、本市のまちづくりに貢献するものではないかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

それは教育部長の考えでしょう。当初言ったように、あなた方は一昨年的一般質問で、経済性・文化活動の継続性、また、公共施設のあり方計画との整合性などから判断して、今回予算計上している内容でやっているわけですね。いいですか。今、嘉穂劇場というやつは、飯塚市が運営、維持管理するという話はその時点ではなかったんですよ。これはどういうことかと言うと、嘉穂劇場という1つの公共施設を持つということなんです。公共施設のあり方計画から外れているんですよ。整合性が取れていない、そういうことでしょう。文化活動の継続性、経済性と言っていますけれど、イズミがあそこに大きな商業施設が来る。そういうインパクトもまた生じているわけですよ。この答弁したときと環境が変わってきているのではないですか。変わってきていることについて、一切協議もなされず、そのまま自分たちが立てた予算を、そのまま通すべきだという考えで臨んでいるように思えるのですが、違いますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

おっしゃるとおり、現在、イズミが進出に向けて協議中であり、そして新体育館ができ、嘉穂劇場の譲渡の話もあがっております。計画を策定したときとは大きく状況が変わっていることは、私どもも十分に承知をいたしております。2年後に体育館ができ、コスモスコモンの改修も同じ時期に完了し、嘉穂劇場の譲渡がいつごろになるかはちょっとわかりませんが、そのような状況で、今後、これらの施設を有効に活用していく。それからまちの人の流れを考えて活用していく。経済的な面も十分に考慮しながら、今後のあり方を考えていくということも含めまして、先ほどから申し上げておりますとおり、まだ全然、協議をしていないことにつきましては、大変反省をいたしておりますが、今後、十分に関係機関と協議をいたしまして、よりよい方向に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だからですよ。予算で上げていて、予算はいいですよ、やらなくてはいけない、法的な根拠でやらざるを得ない改修はせざるを得ない。しかしそれ以外に、協議が整うまでは先送りという考え方をしてもいいのではないですか。教育長は、あり方について検討するというような文面を、文化芸術新聞に書いておりますよね。あなた方はそういうことを言葉では言うけれど、実際何もやっていないじゃないですか。予算執行のあり方について、いま一度考えるべきだと思いますけれど、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（武井政一）

先ほどご答弁を申し上げたとおりでございますが、嘉穂劇場の譲渡後の存続につきましては、市の教育委員会としては、譲渡後は管理運営する主体として、しっかりと存続のあり方について検討した上で、市の関係部署あるいは関係機関等と連携をとり、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから文化ホール、コスモスコモンと嘉穂劇場をあわせ持って、飯塚市は公共施設を1つふやした形で維持管理していくのか、それとも使い勝手を変えていくのか。文化会館の使い勝手を変えていくのか、そういうことについてもまちづくりの観点から考えていくべきだと思いますけれど、その点については考えていただけますか。これ最後の質問です。ご答弁だけお願いします。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

嘉穂劇場の譲渡、そしてそれらを含めた総合的なまちづくりについて、るるご指摘があったものと思っております。ご指摘のとおり、嘉穂劇場は将来にわたって地域の財産として残すもの、この思いは変わりません。しかしながら、そのままの形では残せない、改修が必要な現状であることも認識しておりますし、これをただ単に芝居小屋と敷地だけを残すという文化的な意味づけであれば、これは活用になりませんので、活用するためにどの程度の投資をしなければならないかということについても、意識を持って、それでも残そうと思って決断をしたところでございます。

今後については、と申しましても、これは文化庁そして教育委員会が所管します登録有形文化財、ある意味、伊藤伝右衛門邸と同じ取り扱いにも近いものでございます。ただ、これもご指摘がありましたとおり、ホールとして違った活用ということも可能なものという違いもございます。それらを総合的に考えまして、ぜひ、まちづくりについて、それぞれの特性を維持しつつ、共通なものとしてどんなものができるか。例えば、それぞれのイベントが違った時期で開催、特色を生むことで、外から誘客を生み出すことができます。体育館もある、嘉穂劇場もある、文化ホールもある。これは市の大きな魅力でありますので、今後、総合的に教育委員会とともに協議しながら、しっかりとまちづくりに貢献できる市施設として活用していきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時 9分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。6番 兼本芳雄議員に発言を許します。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

通告に従いまして、飲食店以外の事業者への事業継続支援と従業員の雇用の維持について、そしてコロナ禍における保健所と本市の連携について、質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、市内事業者への実態調査について、昨日の代表質問の答弁と重複する箇所があるかと思いますが、確認の意味も含めまして、答弁をよろしくお願いしたいと思います。令和2年9月の議会での一般質問で、市内事業者への経済対策について、コロナ禍の長期化を見据え、ニーズ調査を実施し、状況を把握する必要があるのではないかという質問に対し、経済部長は、アンケート方式による実態調査を実施したいと答弁をなされましたが、実態調査の状況はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和2年9月28日から同じく令和2年10月30日までを調査期間といたしまして、飯塚市、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚観光協会と共同でアンケート方式による実態調査を実施してまいりました。市内の全業種4362事業者に、アンケート用紙を送付いたしまして、876事業者から回答をいただいております、回答率は20.1%となっております。また、回答数の多い業種といたしましては、飲食業が234社、小売業が187社、サービス業が166社となっております。主なアンケートの調査結果につきましては、新型コロナウイルス感染症により

影響があるかとの問いに対しましては、かなり影響が出ている、または多少の影響が出ていると回答した事業者が約77%となっております。次に、具体的に生じている影響についての問いに対しましては、売り上げ、受注の減少と回答した事業者が約73%と最も多く、次に、資金繰りの悪化が31%、感染症防止対策に伴うコストの増加が約20%となっております。また、事業者における課題や取り組みについての問いに対しましては、3密対策と回答した事業者が約33%と最も多く、次に、既存商品、サービスの見直しが約27%、新たな商品、サービスの提供が約23%となっている結果となっております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

その調査の結果、新型コロナウイルス感染症により、どのような業種が経営に支障を来しているのか。また、市内事業者の皆様方はどのような支援を求めているとお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

売り上げが令和2年4月と平成31年4月を比較いたしましたして、減少していると回答した事業者は全体の85%となっており、特に飲食業、サービス業におきましては、約90%以上の事業者の売り上げが減少しております。また、要望の多い支援策につきましては、売り上げ増加につながる取り組みへの支援、3密対策への支援、家賃などに対する支援、プレミアム商品券の発行が求められているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、答弁いただいた調査が9月から10月にかけて実施されたわけですがけれども、この調査結果を踏まえて、令和3年度の当初予算に事業費を計上されていると思いますが、経営に支障を来した市内事業者の意向というものは、踏まえたということで考えられていますでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

この実態調査を踏まえまして、令和3年度事業につきましては、経営に関する取り組みへの支援や感染拡大防止対策及び売り上げ増加につながる事業を、予算計上いたしているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

私も今回打ち合わせするに当たりまして、いろいろとアンケート結果の内容というのを伺っていたんですがけれども、限られた財源の中で、この経済支援を行うということになれば、市内の経済状況について、今持っている以上の詳しいデータというのが必要ではないかというふうに思っています。この経営状況などの把握方法について、今、本市のほうはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

事業者の実態把握方法につきましては、アンケート方式だけではなく、経済支援相談窓口での相談や市職員による事業者訪問を通じて、経営状況や雇用者の休業補償などの具体的な状況把握

に努め、必要に応じて、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を派遣し、早期に事業者が抱える課題の解決につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今の答弁では、アンケート方式だけではなくて、事業者向けの相談窓口での相談や市の職員による事業者訪問を行うというご答弁ですけれども、先ほどちょっとアンケートの回収率が20.1%で、非常に回収率が低いのではないかというふうに思っています。市内のさまざまな事業者の声を、経済対策に反映させていくということを考えると、この20.1%という結果を踏まえて、このアンケート方式のやり方や回収率を上げていくには、どうしたらいいのかといったようなことも、調査研究していただきたいということを要望させていただきます。

それでは、中小企業診断士や社会保険労務士といった専門家への相談といったのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

中小企業診断士につきましては、中小企業の経営課題に対応するための診断、助言を行う専門家であり、相談内容の一例を挙げますと、テイクアウトやデリバリーなどの業態転換する際の、商圏の考え方や新商品の価格の設定に関する相談などが行われております。また、社会保険労務士は、企業の労働管理と社会保険に関する申請手続やコンサルティングを行う専門家でありまして、雇用調整助成金や雇用安定助成金など、雇用に関する相談が行われているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

市の職員さんが経営課題のある事業者を早期に発見するため、市内事業者を直接訪問し、経営状況などを聞き取りしながら、専門家の力を借り、事業者を支援しているということはわかりました。また、市の職員の皆さんもこの時期、大変な中頑張っているということもよくわかりました。あと、ただ一つちょっと気になることが、前回せっかくアンケートで回答していただいた方々はいらっしゃるわけなんですね。この方々が今、現状どのようになっているのかとか、今、持続化給付金、家賃支援給付金、それから飯塚市の応援金、時短要請協力金等を、今いろいろともらわれている、飲食店等も多分入っているんじゃないかと思うんですね。そういったところも再度、状況がどのようになっているのかといったようなことを確認していただきながら、次の支援をどのようにするのかということにつなげていっていただきたいということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

私は、商工会議所や商工会との連携というのは、非常に大切だと思っています。先ほど、中小企業診断士や社会保険労務士による経営に関する取り組み支援をなされるというふうに答弁されましたが、相談事業は、この商工会議所や商工会でもやっているのではないのでしょうか。さまざまな事業者から相談を受けている商工会議所や商工会は、今の現状をどのように考えているのでしょうか。また、飯塚市はその考えを参考にされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますとおり、相談事業は、商工会議所、商工会でも実施しているところでございます。先ほどの実態調査結果につきましても、商工会議所や商工会と情報を共有しており、

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、市内事業者の厳しい経営状況は続くという本市と同様の考えを持っており、飯塚市、商工会議所、商工会の3者が連携を深め、ウイズコロナのフェーズにおきまして、きめ細やかな事業者支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

飯塚商工会議所や商工会につきましては、私は9月の一般質問でも質問したのですが、この商工会議所や商工会から、さまざまな情報を飯塚市が共有するというので、飯塚市内の事業者が必要とする的確な経済対策というのが可能になるのではないかとこのように思っています。本市と商工会議所と商工会との連携について、今答弁いただきましたけれども、これが今のままでよいのか、この状況の中ですね。今後、この連携について、どうしたらいいのかということをもしてお考えであれば、お答えいただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

商工会議所や商工会との連携につきましては、本年度は実態調査を共同で実施したところですが、今後につきましては、実態調査だけではなく、商工会議所や商工会には経営指導員が在籍いたしておりますことから、市の職員と経営指導員で事業者を訪問するなど、さらに連携を深め、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家につなげていく必要があるものと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

商工会議所や商工会には経営指導員さんがいらっしゃるということですが、この経営指導員さんの役割とはどういったものになりますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

経営指導員につきましては、地区内における小規模事業者に対し、経営の改善発達を図るため、金融、経理、経営などについての相談に当たり、経営計画の策定や、国や県の小規模企業施策のコーディネート支援を行う役割を担っているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

商工会議所や飯塚市商工会の役割というのは、今の答弁からいくと、経営指導というのが主になっているというふうに感じます。私は商工会議所の役割というものは、大きく言ったら商工業の振興であって、この時期、もっと具体的に言うと、事業者支援のあり方について、市に提案できるのではないかとこのように思っています。例えば、飯塚商工会議所や飯塚市商工会が把握している市内事業者の今の現状、情報を、そういった情報をもとに的確な支援策というのを市に要望していただきたいと。そういうのが今の商工会議所や商工会の役割ではないのかなというふうに思っております。市と共同して実効性のある効果的な事業展開をできればしていただきたいというふうに思っています。ぜひ、こういった連携というのを検討していただきたいんですが、どう思われますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。



○経済部長（長谷川司）

今後、飯塚商工会議所、飯塚市商工会とさらなる情報共有を図りながら、関係団体と支援のあり方、支援策等について、意見交換を行い、より効果的な事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、従業員の雇用の維持について、お尋ねします。2月28日をもって福岡県が緊急事態宣言の対象地区から解除されました。しかしながら、今見てもおわかりだと思えますけれども、お客さんが店に戻り、苦しい経営状況が好転するということはあっていませんし、今後も長引くのではないかというふうに私は思っています。この件について、本市はどのように考えられていますでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますとおり、昨年5月と同様に緊急事態宣言が解除され、経営状況がすぐに好転するとは考えておりません。引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束状況にもよりますが、ウイズコロナのフェーズにおきまして、市内事業者の経営状況の把握に努め、的確な経済対策事業を実施する必要があるものと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

というと、具体的に言うと、今後の経済対策についてはどのような視点で取り組むというふうにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

今後の経済対策につきましても、事業の継続と雇用の維持の視点を持って、感染拡大防止対策や経営改善に取り組む事業者への支援など、事業者のニーズにマッチした支援策を実施していきたいと考えており、具体的には、中小企業診断士等の専門家派遣事業、プレミアム応援券発行事業、事業継続実態調査、IT導入等応援補助事業、キャッシュレス決済推進補助事業を実施する予定といたしております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、事業の継続と雇用の維持という視点で取り組むという答弁でしたが、市内事業者における雇用状況について、今現在どこまで把握しているのか、把握されている状況をお示しいただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

実態調査の結果から、新型コロナウイルス感染症が拡大する前と比較して、雇用人数が増加している、または現状を維持していると回答した事業者が約70%となっております。あわせて、ハローワークへの聞き取りから令和3年1月末現在におきまして、離職者数は前年度より増加しているものの、よりよい職場環境への転職など自己都合の辞職であり、事業主都合の離職者数に

大きな差はないとの意見をいただいております。また、ハローワークが公表しております令和2年12月の雇用情報では、有効求人数、有効求職者数の推移として、有効求人数が最少であった令和2年5月の6667人に対し、12月は7295人、また、有効求職者数が最大であった令和2年10月の7283人に対し、12月は6619人、有効求人倍率も最低であった8月の0.97倍から12月の1.1倍と改善傾向にあるところでございますが、1月に緊急事態宣言が再発令されましたことから、今後も雇用状況の把握に努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、ハローワークの内容の報告とかを聞いたんですけれども、実は時短要請や休業によって、お給料が減ったんだといったような、もしくは休業手当を受けていないという市民の声も実際にあります。例えば、そういう相談があったときに、私は国が実施している助成金について、お知らせすることがあるんですけれども、先ほどから出ています、皆さんよく御存じの雇用調整助成金、それ以外に、やはり、従業員が20人以下の会社や個人事業主の方を対象とした緊急雇用安定助成金というのもあります。また新型コロナウイルスの影響で休業させられた、今回の時短とか、休業要請ですね、中小企業で働かれている従業員の方やアルバイトの方が休業手当を受けられなかった場合に、本人の申請により支援金や給付金が申請できる、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金といったものがあります。実は、そういう話をすると、個人事業者の方であったり、被雇用者である市民の方は、ほとんど知らないというのが現状なんです。市が直接支給する事業以外にも、雇用を維持していただく取り組みというのはこれだけあるわけなんです。それを知らないという方が多いということは、やはりちょっと問題であると思いますので、ぜひ、あらゆる機会を捉え、市民の方、被雇用者の方に、国もしくは県の制度を周知していただきたいというふうに思っています。今でも市のほうでお知らせしているとは思いますが、情報発信力を強化して周知徹底に努めていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますとおり、国、県の事業につきましては、経済支援相談窓口での情報提供や専門家派遣により相談対応しているところでございますが、今後も広報いづかなど、事業者への周知だけではなく、直接市民が目にする事ができる媒体で、国、県及び市の経済対策事業を周知してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それともう1点、社会福祉協議会が行っています生活福祉資金という制度がありますよね。飯塚市において、延べ約3千件の借入れがあっているというふうに伺いましたが、有効求人倍率が改善傾向にあるということですので、逆にいうと、これほどの方々が影響を受けているというふうにも考えられるのではないかと、思っています。市民への周知の徹底だけではなくて、今後、雇用状況に加えて労働状況についても、実態を把握することが必要であるのではないかと、思っているのですが、そういう労働状況について、早急な調査というのは可能でしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

先ほどご答弁しましたとおり、現在、実施しております経済支援相談窓口での相談や市職員による事業者訪問を通じまして、雇用者の休業補償など、具体的な実態把握に努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ぜひ、よろしく願います。調査研究していただいて、被雇用者の支援というのも大切だと思いますので、よろしく願います。

次に、飲食店以外の事業者への事業継続支援の、早期対策は可能なのかということをお尋ねしたいんですが、飲食店には時短営業に協力した場合、福岡県から1期、2期において1日6万円、3期、4期においては1日4万円の協力金が支給されるということになっています。この協力金が支給される飲食店には、さらに、飯塚市も従業員数に応じて、今回、応援金を支給するということになりました。飲食店はこのような手厚い支援があるわけなんですけど、飲食店以外の方の相談を受ける中で、やはり、飲食店ばかりという声というのも非常に聞いております。経済産業省は飲食店以外の業種に対する支援として、緊急事態宣言の影響を受けた事業者に一時金を出すということですが、その事業の概要というのをお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

経済産業省の一時金につきましては、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により影響を受け、本年1月から3月のいずれかの月の売上高が対前年比、または対前々年比で50%以上減少しているもので、法人が60万円以内、個人事業主等が30万円以内の額が支給されることとなっております。なお、受け付けは3月8日から開始されているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

飲食店に関する事業者の方は、今、緊急事態宣言の約2カ月間、飲食店が閉まっているため、売上げが当然上がらないということに加えて、前月の売上金の集金もできないという状況にあるということ聞いています。たとえ60万円が支給されたとしても、かなり厳しい経営状況になっていると思うんです。飲食店のように手厚い支援というのが、必要ではないかなというふうにも考えています。でも一方で、限られた財源の中で飲食店以外の事業者への追加支援を行うとなると、まだちょっとはっきりと飯塚市の状況を把握できていないこの状況で、非常に支援をどこにするかというのは厳しい状況ではないかというふうに思っています。飲食店以外の事業者への支援について、本市はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

国の一時金の支給の対象とならない業種への支援の考え方といたしましては、まずは飲食店向けのプレミアム応援券を発行し、飲食店の需要を喚起することで、取引のある卸売店などの関係店舗への波及効果を高め、さらに今年度発行いたしました幅広い業種で利用できるプレミアム応援券を発行することで、飲食店以外の事業者を支援したいと考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、答弁いただきましたプレミアム応援券について、市民の消費喚起に有効な施策の一つであるというふうには私は思います。しかし、これは消費する場所が消費者に委ねられるため、支援が限定的になるのではないかとというふうにも考えています。このプレミアム応援券の発行と同時に、もっと幅広い事業者への支援というのが必要ではないかとというふうに思っております。例えば、県の協力金の対象とならず、売上高が50%以上減少している事業者に、経済産業省が一時金を出すとということでしたが、売上高の減少が50%未満の事業者に対して、市が支援するということもできないでしょうか。また、国が行うIT導入補助金の採択者に対して、今回飯塚市は上乗せで補助金を出す事業を行っていますけれども、この採択を受けた事業者というのは、この採択率というのがかなり低いんだというふうに聞いています。一時期は何か20%ぐらいだったと、今でも50%前後だよというふうなものを聞いているんですね。逆に言うと、不採択になった事業者というのは、先ほど答弁がありました新しい事業を行っていく上で、中小企業診断士さんが事業について、さまざまなご提案とかそういったものをされていて、そして、申請を行うコーディネーターとして、経営指導員さんが一緒に行っているわけでしょう。ということは、ある程度、そういうものを申請しようという事業者というのはしっかりした事業者であって、もしかしたら、たまたま落ちたのかもしれないとか、そういうふうな状況ではないのかなと思うんです。しっかりとした担保も、これは飯塚市がお願いしている商工会議所や商工会、それと飯塚市が行っている事業の中で、この内容というのは行われていくわけですから、ある程度しっかりとした担保ができていないんじゃないかと思うんですね。そういったことを考えると、そういう不採択になった事業者に対して、飯塚市が補助金を出してあげてもいいのではないかとというふうに私は考えております。そして、やはり国や県の支援が行き届かなかった事業者に対して、支援の幅を広げるということで、そういった視点に立って、支援方法について、ぜひ、今後検討していただくよう要望させていただきたいと思っております。

市長もこの1年間、厳しい財源の中、さまざまな問題や課題の解決のため、経済対策事業を決定されてこられたと思っております。さきの臨時議会での予算及び当初予算では、飲食店への支援に重点を置かれていらっしゃいます。飲食店の皆様にとっては大切な支援だと思っております。そこで、最後に市長にお伺いしたいんですけれども、これまでの経済部長とのやりとりや今後想定される経済状況を踏まえまして、経営が苦しい事業者、国、県の支援が行き届いていない事業者に対して、一刻も早い経済対策は可能でしょうか。また、そのような考えはありますでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

質問議員が言われますとおり、緊急事態宣言を受け、今回の支援策を検討する中でも、外出自粛や営業時間短縮により、売り上げが減少している事業者は、飲食店に限ったものではないと認識いたしておりましたが、特に飲食店はすぐにでも支援しなければならない業種と判断し、飲食店支援に重点を置いたところでございます。国、県の支援が行き届いていない事業者に対しましては、事業の継続と雇用の維持を図るため、さまざまな情報を入手し、必要に応じて経済対策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

実は、このご質問の前に緊急事態宣言が出されまして、特に飲食業を中心として、苦労が大きな事業者さんに対して、臨時議会を開いていただきまして、速やかにその対応ができましたことを議会の皆さんにお礼申し上げます。

また、今るるご質問がありました、これから先どうなるだろうかとということで、幾つかシミュ

レーションしながらも、未確定な要素があるので2つだけ述べます。1つは、今から、先ほど21日に首都圏も解除されたら、また、状況が変わるといような声もありましたが、私もそれに期待をしています。しかしながら、一気に人の動きが戻ってきたりもしないだろうと思っています。どういう状況に感染状況になるのかということについて、今現在、変異株の問題もありますので、非常に想定に苦慮しています。それが1つ。

もう1つは、この後、どんな時代が急激に訪れるだろうと考えたときに、明らかにニューノーマルな時代になると思っています。生活様式が変わります。働き方が変わります。そして、今ずっとご質問がありましたことに関連する事業経営の仕方も変わる。また、変わらざるを得ないと思っています。そうした観点から、今ぽんと現金を「大丈夫？」ということで手を差し伸べるより、むしろ質問者もおっしゃいましたIT導入補助金のような、新しい事業経営のあり方を中小企業診断士や経営指導員の専門性もぜひ生かしながら、そういう形で支援して、新しい時代にも対応できる地元の事業者育成に力を注いでいきたいと私も思っています。

とりもなおさず、これもご指摘がありました、今の現状がどうであるのか。9月、10月時点での状況は、うちとしてできるだけの把握をしています、今の状況、それからその先の見通しについて、実際に事業者や働いている方々がどうなのか。しっかりとその情報収集もしながら、また、いろんな施策を考えて、議会の皆さんのほうにもご相談を今後させていただきたいと思っています。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ありがとうございます。実は1カ月ぐらい前になるんですけど、市内の飲食関係取引業者の経営者から、繰り返しになりますが、飲食店以外の事業者に何か支援していただけないか、市長にお願いできないでしょうかというような、お話があったんです。詳細を聞きましたら、コロナ禍で売り上げが今年の7割減っているということなんですね。また、緊急事態宣言によって、今飲食店が大体8割ぐらい休業しているのだと。まず、売掛金の回収がそれでできないと。そうすると、もう従業員の雇用を守るということも非常に苦しい状況であって、工場も稼働を週5から週2に減らして何とか今やっているのだというような、これが今の現状みたいなんです。また、被雇用者にしてみれば、もう先ほど休業補償の手当てとかが多分ないのだと思うんですけども、そういったことで、今もう移住先を飯塚市から仕事がある場所に変えているというような声も聞いています。先ほどやはり、こういうものがあるんだというものが周知されていけば、この辺は回避されていたのではないかと思いますので、さまざま業種にコロナ禍の影響というのが出ていることはもう明確だと思っていますので、早急にさまざまな情報を入手していただいて、本当に必要な経済対策というのをぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。この質問は以上で終わります。

次に、コロナ禍における保健所と本市の連携について、お伺いいたします。保健所は地域保健法の規定に基づき設置されていると思いますが、その規定の内容をお尋ねします。また、保健所はどのような専門の職員を配置しているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

保健所の設置につきましては、地域保健法第5条に規定されております。その内容といたしましては、都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市、特別区が設置すると規定されております。それから、職員の配置の関係でございますが、本市を所管する嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健医療関係の職員配置といたしましては、医師が2人、薬剤師が9人、保健師が18人、助産師が1人、放射線技師が1人、臨床検査技師が2人、管理栄養士が2人となっております。

ります。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

保健所を設置する自治体は、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令で定める市、特別区ということですが、その他の政令で定める市とは具体的にどの自治体を示すのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

その他政令で定める市につきましては、地域保健法施行令第1条で規定されており、小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市の5自治体となっております。これは参考ではございますが、福岡県では、大牟田市がその他政令で定める市として、保健所を設置されておりましたが、人口減少に伴う都市機能の縮小、財政状況の悪化等から、保健所機能を維持継続していくための人材や財源確保が困難という理由により、令和2年4月1日から福岡県の所管区域に編入され、市の保健所としては廃止となっております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということで、ニュースとかでコロナ感染者情報は福岡市、北九州市、久留米市、その他県内という形で出るという形ですね。では、飯塚市は、保健所を設置できる自治体でないということがわかったわけなのですが、そのため、本市の地域保健は福岡県が設置する嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が所管しているということですが、新型コロナウイルス感染症の対応として、保健所の主な役割はどういう内容か、お尋ねします。またあわせて、飯塚市の主な役割というのはどういふものか、内容をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

保健所につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の実施主体でございます。その主な役割としては、市民・医療機関等からの相談対応、PCR検査の行政検査、それから感染源の探求・濃厚接触者の抽出を行う積極的疫学調査、入院調整・移送、入院勧告・就業制限等の行政手続、患者の健康管理、地域の医療提供体制整備の調整など、幅広い役割がございます。それから本市の役割でございますが、新型コロナウイルス感染症の行動計画としても位置づけられています「飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」で整理いたしておりますが、その内容についてご紹介させていただきます。「市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等、市行動計画及び基本的対処方針に沿って、発生段階ごとに各種対策を行う。」となっております。具体的には、不安を抱えられている市民の方への相談、感染拡大防止のための啓発、感染状況の情報提供、保健所、医師会との連携によるワクチン接種、PCR検査、医療体制の確保、さらには、地域経済、市民生活安定に関する役割がございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

コロナ禍において、飯塚市が直接保健所を設置していないことによる問題点について、どのように認識されているか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回の新型コロナウイルス感染症の対策の中で、特に難しさを感じたことでございますが、県が公表しております感染者情報のほかには情報を持たず、感染の傾向を把握することができなかったことを認識いたしております。どのような場所や場面で感染が拡大しているかなど、本市の傾向を分析することができれば、より効果的な市民への啓発、感染拡大防止策が行えるのではないかと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

これまでも新型コロナウイルス感染者等について、保健所との情報共有のあり方というもの指摘されてきましたけれども、現在はどのような状況か、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在は保健所が分析されております感染傾向、感染データなどについて、一部情報共有が図られる状況となってきております。しかし、感染者等の個人情報保護や人権の擁護などの観点から、行政内部のみでの情報共有という位置づけで、非公開という取り扱いになっております。したがって、感染者に対する人権相談の案内や生活支援施策の紹介につきましては、現状も保健所を通じて行っているという状況でございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

大変苦しい状況だと思っておりますが、しかし、徐々に保健所との情報共有が図られてきたということは、一歩前進ではないかと思っております。しかし、新型コロナウイルス感染症のみならず、今後も新たな感染症などへの対応が必要となることが予想されます。いまだ新型コロナウイルス感染症は収束したわけではありませんが、今回の対応を教訓にして、保健所との連携をさらに深めていくことが重要と考えますが、本市としてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

質問議員のご指摘のとおり、今回の感染症対策においては、保健所、医療機関等との連携の必要性を痛感いたしております。保健所を設置していない自治体として、法的な限界がございますが、今回の対応を教訓にして、より適切な対応を図れるよう保健所を初めとした関係機関との連携を強化していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今回、地域保健法に基づく保健所と飯塚市のそれぞれの位置づけをお尋ねしたわけなのですが、そのことで明らかになったことは、保健所は感染者の特定や濃厚接触者の抽出、入院等の調整などを行うため、新型コロナウイルス感染者等の詳細な情報を把握することができるということです。一方、飯塚市は保健所を設置できる自治体ではなく、また、個人情報保護の観点から詳細な地域の感染状況が把握できていないということになります。今回のコロナ禍における感染予防対策や市民への支援を実施する中で、飯塚市としての課題も多く認識されたことと思っております。こうした課題解決を図るためには、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や新型

インフルエンザ等対策特別措置法などの法律における市町村の役割について、見直す必要があるというふうに感じています。市長におかれましては、全国市長会などを通じて国に働きかけ、より一層円滑な地域保健行政が実施できる環境整備に、取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員に発言を許します。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

通告に従いまして一般質問させていただきます。明日、3月11日は、東日本大震災が発生して10年を迎えようとしております。巨大な地震と津波、また、原発事故という複合災害は、多くの命を奪いました。また、この震災では児童や教職員などの学校関係者の死者、行方不明者が700人以上と言われております。そのような中、岩手県釜石市では、市内小中学生のほぼ全員が日頃の防災教育によって、生き残ることができたそうです。この震災を受けて、防災教育が重要であると言われております。そこでお聞きいたしますが、本市の小中学校における防災教育はどのように行われているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

市立小中学校における防災教育につきましては、さまざまな災害から児童生徒の安全を確保するため、各小中学校におきましては、教育指導計画の中で、学校安全計画を策定し、防災教育について、児童生徒の発達段階や各地域の実態に応じて、学校におけるさまざまな教育活動において、系統的に実施をいたしております。具体的には、理科や社会科におきまして、自然環境や災害について学習したり、総合的な学習の時間におきまして、身近な地域の環境や災害、防災について、調査いたしております。また、特別活動においては、火災、地震、水害等の災害時における具体的な場面を想定した避難訓練を年間2回ないし3回実施し、災害を回避する自主的で実践的な考え方や行動力を学習いたしております。また、小学校4年生では、見学旅行に兼ね合わせまして、福岡市防災訓練センターを訪問し、さまざまな災害の疑似体験学習を実施しております。なお、本年度は火災、地震を想定した避難訓練を全小中学校が実施してございまして、そのうちさらに15校では、風水害を想定した避難訓練を実施いたしております。また、訓練後の振り返りにおきましては、全小中学校が自校の危機管理マニュアルの見直しを行っております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

各学校におきまして年間の教育指導計画の中に、学校安全計画を策定され、児童生徒の実態に応じて系統的に実施されているということですが、では、各学校でどのような教材やゲストティーチャーを活用して防災教育が行われているかについてお聞かせください。また、地域や学校ごとに必要な防災教育に違いがあると思いますので、その特色的な活動事例を紹介してください。

○議長（上野伸五）

教育部長。



○教育部長（二石記人）

まず、1つ目の事例でございますが、国土交通省遠賀川河川事務所では、小学4年生の社会、小学5年生の理科、社会の学習教材、遠賀川水防災水環境河川学習プログラムを作成して、水防災学習の普及を進められております。本教材は、教科書の内容に子どもたちに身近な遠賀川を題材にして置きかえたもので、参考となる事業計画や遠賀川流域の洪水時の様子の動画など、授業で提示する資料が収められたDVDも添付されておまして、本教材を活用した授業には、同事務所からゲストティーチャーも派遣していただいております。これにより、実感の伴った防災の知識を身につけ、防災意識の向上に大いに寄与しているものと考えております。

次に、2つ目の事例でございます。本市防災安全課による災害時の引き渡し訓練を実施しております。今年度は3つの小学校で学校からの要望により、風水害を想定して、実際に保護者の方々にもご協力をいただきまして、児童を確実に引き渡す訓練を行いました。この訓練は、本年度初めて実施したものでございまして、児童クラブや地域とも連携して実施いたしましたが、より実際の災害に近い状況で訓練ができたことは、大変効果的であったというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

児童生徒が火災、地震、水害時に冷静に災害の状況を判断し、自ら行動できる力を身につけることは大切なことであると考えております。例えば、新潟県長岡市では、子どもたちの防災教育を推進し、地域防災力の向上につなげることを目的とし、災害から身を守る行動を時系列で考える教材「わが家の防災タイムライン」を作成し、市立小学校へ配布しております。そして希望のある学校に対し、本教材を使用した防災教育に関する講師派遣等を実施しております。御存じでしょうか。本市においても、そのような児童生徒を育てるために、今後どのような防災教育を推進していこうと考えておられるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

長岡市の取り組みにつきましても、子どもたちが地域の状況も見取りながら、災害時に自ら行動できる力を育成するために、大変効果のある取り組みであると認識いたしております。本市におきましても、先ほど申し上げましたとおり、今後も関係機関と連携した防災教育を計画的に行ってまいります。本市及び地域の実情に応じた具体的な場面を想定した上で、自らの命を主体的に守り、冷静に状況を判断し、行動できる子どもたちを育ててまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

我が国は自然災害大国と言われるように、地域を問わず自然災害が起こります。しかも、その規模は年々大きくなっているように感じられます。このような自然災害に対応するためには、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、地域において防災・減災対策に取り組んでいく必要があると思います。全国各地には、次代を担う人材の育成、防災意識と社会参画意識のさらなる向上を目指し、これからの防災・減災の担い手である中学生、高校生を中心とした防災ジュニアリーダーを育成する取り組みもあります。本市におきましても、学校だけでなく各分野のゲストティーチャー等を活用した、より実践的な防災教育の実施を通して、自分たちの力で地域の防災力を高めることができる子どもたちの育成をよろしく願いいたします。

次に、地域防災力の向上についてお聞きいたします。まず初めに、自主防災組織についてお伺いいたします。私が以前、一般質問でお聞きしたときは、14団体設立しているとの回答であり

ましたが、現在の自主防災組織の現状はどのようになっておりますでしょうか。また、どのような活動されているか、お答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

自主防災組織の数につきましては、平成27年9月から8団体増加し、現在までに22団体が設立されております。自主防災組織の活動内容の詳細につきましては、全てを把握しておりませんが、把握しております活動といたしましては、地域での避難訓練はもとより、平成29年9月、平成30年7月の豪雨時に避難所開設準備や避難所運営、閉鎖後の後片づけの一部に協力をいただいております。また、最近では今年の台風10号の際に、自主防災組織が防災行政無線を使用して、地域の住民の方々に対し避難の呼びかけを行うとともに、避難所開設等を行ったという事例がございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

現在、12地区と10自治会で22団体が設立されているということですが、今後の自主防災組織の設立に対する市の取り組みについて教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今後、自主防災組織の設立に対する市の取り組みにつきましては、自主防災組織の設立を希望する自治会に対しまして、地域の災害特性を含めた防災基礎知識の習得を目的とした防災講話を行い、次に、自分たちの地域の危険箇所等を実際に見て歩く「まち歩き」を行い、自分たちの地域ハザードマップを作成し、そして、それらをもとに避難訓練を行う段階的な取り組みを、支援していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、地域防災リーダー研修についてお伺いいたします。地域防災リーダー研修の研修内容について教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

地域防災リーダー研修につきましては、自主防災組織の中心的役割を担う人材の養成を目的とし、本市が独自に平成28年度から実施している事業でございます。内閣府の示す基準、「地域防災リーダー入門講座」の科目に基づき、本市の地域特性をプラスした内容で、3日間合計13時間の研修となっております。令和2年度につきましては、例年同様、平日コースとして3日間、休日コースとして3日間でカリキュラムを編成し実施いたしましたが、新型コロナウイルスの影響から、受講定員を例年の半数となる各コース25名として実施したところでございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、この地域防災リーダー研修の講師はどなたがされているのでしょうか。また、外部講師などはどうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

地域防災リーダー研修は、基本的に本市の防災危機管理監が講師となっており、研修の一部につきましては、普通救命講習については飯塚消防署から、近年の気象特性などについては福岡管区气象台に、それぞれ講師を依頼して実施いたしております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この地域防災リーダー研修にはどのような方が参加対象になるのか教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

地域防災リーダー研修は、自主防災組織の中心的役割を担う人材の養成を目的としておりますことから、毎年、自治会長を通じまして、各自治会から推薦をいただく形で受講者を募集しております。また、女性参画の観点から、関係団体に対して推薦をお願いし、女性の研修参加を進めてきたところでございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

女性参画の観点から女性の参加を促すことについては大いに賛成いたします。また、地域の安全を守るということでの自治会長からの推薦者だけというのは逆にどうなのでしょう。自治会に入っていない方、でもこの防災に関心を持っておられる方もおられると思いますし、そのような自治会に入っていない方にも、防災に関心を持っていただく一般参加型は検討されておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

繰り返しの答弁とはなりますが、地域防災リーダー研修は、自主防災組織の中心的役割を担う人材の養成を目的としておりまして、自主防災組織の核となる単位を自治会としておりますことから、各自治会から推薦をいただく形で受講者を募集しております。現在、まだ地域防災リーダーのない自治会も一定数ありますので、今後はそのような自治会への地域防災リーダー研修受講を進めていきたいと考えております。また、質問者が言われます一般参加により、防災に関心を持っていただくことも大切だと認識しておりますので、そのような方への研修方法等も含めて今後は検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ぜひともよろしく願いいたします。では次に、地域防災リーダー研修のこれまでの認定者数や受講された年齢別等の実績について、わかれば教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

これまで地域防災リーダーの認定者につきましては、平成28年度44名、平成29年度40名、平成30年度69名、令和元年度55名、令和2年度27名、5年間で合計258名と

なっております。また、地域防災リーダー認定者の具体的な年齢は把握いたしておりませんが、各地域の防災リーダーとして、自治会長や自治会の役員等の方が多く認定されており、年齢層は比較的高くなっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この地域防災リーダーに認定された皆様はそれぞれの自治会において防災リーダーとして、活動をされているかと思いますが、その活動内容について、市は把握されているのでしょうか。また、地域防災リーダーに認定された方々の横の連携、防災リーダー同士の連携が図れるような取り組みはされておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

地域防災リーダーに認定された方が中心となり、自主防災組織が設立された事例や、各地域において大雨が予想される際の注意喚起活動などをされている事例は把握しておりますが、活動の全てを把握できているわけではありません。また、これまで地域防災リーダーに認定された方々の横の連携が図れるような取り組みについても実施しておりませんが、今年度から地域防災リーダー認定された方のうち、希望者に対して市から防災に関する各種情報を発信する取り組みを始めましたので、今後はこの取り組みを広げ、地域防災リーダーに認定された方々の横の連携が図れるように努めてまいります。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

先ほどの答弁で、5年間で258名の防災リーダーが認定されているということですが、全ての方が積極的な活動をされているのであれば、現在10自治会だけというのは、この自主防災組織の中心者となるべく養成した結果が出ていないのではないかと思います。せっかく防災意識が高い認定者ですから、その後の動向を見守り、励ましていく体制を構築していただきたいとお願いしたいと思います。それと同時に、この防災リーダー研修は、受講して終わりではなく、年に1回なり2回とか、認定者に対するスキルアップ研修などを実施していただきたいと要望いたします。

次に、日本防災士機構が認定する防災士についてお伺いいたします。市では、平常時に防災に関する講話などにおいて、また、災害時の活動において、防災士の方の活用されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

防災士は、身近な地域や職場において自発的意思に基づく互助、協働のリーダーとなる存在であって、防災に関する一定レベルの知識と技術とインセンティブを持って、減災と防災に実効ある大きな役割を果たして、活躍することが期待される存在であると認識いたしておりますが、現在、市においては、質問者が言われるような防災士の活用は行っておりません。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

災害時には、防災士が非常に役に立っていただけるものだと思いますし、さらには、平常時には地域において、防災知識の普及啓発や防災訓練でも活躍が期待できると考えます。以前にも要望

しておりましたが、防災士になるには受験料も含めて、6万円以上かかります。この費用面について市で支援するという考えはありませんか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○3番（光根正宣）

今年度、福岡県主催による防災士養成研修が実施され、本市から15名の方が新たに防災士となりました。この研修は福岡県が養成研修の受講料を負担して実施されておりますので、受講者の実質的な負担は、教本代、受験料、認証登録料の合計1万1500円程度と、かなり軽減されるものとなっております。来年度も実施される予定と聞き及んでおりますので、市といたしましては積極的に周知を行い、1人でも多くの市民の方に受講していただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市が行う前に県が先に取り組んでいたということですが、かなりの負担軽減になると思います。来年度に向けて積極的な周知をよろしくお願いいたします。日本防災士機構によりますと、本年2月末現在で約20万5千人に上る防災士が誕生しております。昨年3月の同僚議員の一般質問の答弁で、日本防災士機構からの個人情報保護の観点から、情報提供ができないとの回答を受けたとありましたが、福岡市では約2100人、久留米市では約450人の取得者がいるようです。本市においても相応な数があるのではないかと思います。先ほど、防災士は防災に関する一定のレベルの知識と技術を持っていると答弁されておりましたが、であるならば、防災士は市や地域との連携が大きな力となると思います。その知識等を生かして、本市の防災に活躍していただけるように、先ほどの地域防災リーダーと一緒に防災リーダーネットワーク的な連携を図る取り組みはできないでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これまで地域防災リーダーに認定された方々の横の連携が図れるような、防災に関するネットワークのような取り組みにつきましては実施してきておりませんが、今年度から地域防災リーダーに認定された方のうち、希望者に対して市から防災に関する各種情報を発信する取り組みを始めました。今後はこの取り組みを広げていく中で、地域防災リーダーに限らず、防災士の方も含めた横の連携が図れるような取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ぜひとも、市が主導して防災士の方の掌握ができないのであれば、広報紙などで呼びかけをして希望者を募っていただきたいと思います。

次に消防団についてお伺いします。地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団は、近年、団員数が減少傾向にあるとお聞きいたします。ピーク時には、全国で200万人を超えていたが、昨年は約81万8千人まで減少しております。少子高齢化が大きな要因であると思われませんが、この消防団に対する住民の意識や関心の低下とも言われております。災害が多発している今、地域防災力の充実強化を図ることが肝要であり、消防団員の確保は特に重点的に取り組む必要があると考えられます。そこで、近年の消防団員の状況及び団員確保に向けた取り組みについてお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市消防団の団員数につきましては、令和3年2月末日現在で条例定数1286人に対し、1098人であり、充足率は85.38%となっております。昨年4月1日から5人の増員となっております。消防団員確保における取り組みといたしまして、ホームページを活用した団員募集活動、また、本年度は若者が集う飲食店や市内全てのコンビニエンスストアに消防団員募集ポスターの掲示依頼を実施し、若者が消防団に興味を持ってもらうように啓発活動を行っております。また、消防団や消防団員の活動に積極的に協力、理解していただく事業所である消防団協力事業所を昨年度より5事業所をふやし、現在、15団体の登録になっており、地域の実情に応じた団員の確保に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ぜひとも団員の確保によろしく願いいたします。

次に、先ほど教育部のほうにもお聞きいたしましたが、防災ジュニアリーダーについてお伺いします。石川県小松市などでは、大人だけでなく児童生徒への防災ジュニアリーダー養成講座を実施しておりますが、本市では把握されておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員言われますとおり、石川県小松市などで、小学生などを対象に防災ジュニアリーダー養成講座を実施し、養成講座を終えた児童に修了証を交付し、防災ジュニアリーダーとして認定する制度を実施されており、具体的には、座学や火災、水害の疑似体験を通して、災害時の行動の備えを学ぶものとなっておりますということを承知しております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

防災に関して重要なことは、地域防災意識の向上と、その担い手となる人材の育成であると思います。この防災ジュニアリーダーとして学ぶことによって、次世代の防災リーダー、または防災士、または消防士、消防団へとつながっていくのではないかと思います。これは要望いたしますので、ご検討よろしく願いいたします。

次に、防災会議についてご質問いたします。防災会議の委員数、任期、委員構成についてお聞かせください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

防災会議につきましては、飯塚市防災会議条例に基づき委員数37名で、任期は2年となっております。なお、委員の構成につきましては、国土交通省遠賀川河川事務所や福岡管区气象台などの指定地方行政機関の職員、福岡県飯塚県土整備事務所及び嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の福岡県の知事部内の職員、飯塚警察署の警察官、市長部局の職員、教育長、消防団長及び飯塚地区消防組合吏員、九州電力送配電株式会社や九州旅客鉄道株式会社などの指定地方公共機関の職員、市議会議員、陸上自衛隊、飯塚医師会、自治会連合会、男女共同参画推進ネットワーク、社会福祉協議会などの学識経験者から構成されております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

それでは、この37人の委員のうち女性の委員は何人で比率は何%になっておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

委員数37人のうち、女性委員は8名で、女性委員の比率は21.6%となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

飯塚市の審議会等における女性登用率の目標は40%とお聞きいたしました。まだ現在届いていないようでございますが、では次に、この防災会議ですが毎年何回開催されていますか。また、開催時期はいつごろですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

防災会議につきましては、条例上開催回数の定めはございませんが、毎年1回、出水期前の5月下旬から6月上旬ごろに開催いたしております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

毎年1回出水期前の開催ということでございますが、1回でいいのかなというふうにも思いますが、実際、どのような内容について審議されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

内容につきましては、飯塚市地域防災計画及び飯塚市水防計画の審議を行っていただくほか、本市で作成している災害が発生した場合に、市職員が行うべき初動措置の手順をまとめた飯塚市防災初動マニュアルや、避難所運営についてまとめた飯塚市避難所運営マニュアルについて、変更点などがあればその内容を報告いたします。また、前年度に行った防災事業について報告するとともに、当該年度の事業計画についても報告いたします。このほかにも、毎年、防災会議の議事に入る前に、福岡管区気象台職員を招いて、防災気象情報に関する解説としまして、近年の豪雨の傾向や3カ月予報などにより、今年の出水期の気象傾向について解説していただいております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市の防災に関する重要な計画について審議されているようですが、この1回の会議の中で、委員の皆様の意見等が計画に反映されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

この会議開催に当たりましては、事前に委員の皆様から意見をいただき、その内容を計画に反映しまして審議していただいております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本日付の西日本新聞の1面トップに、ちょうどこの私の質問に合わせたかのように記事が掲載されておりました。地方防災会議において30%の目標としているこの女性委員ですけれども、この登用が全くできていないという記事でございました。この女性委員の比率によって、備蓄品や避難助運営に大きな差があるというデータも載っておりました。先ほど答弁いただいたように、本市の防災会議委員の女性登用率も21.6%と、まだまだ目標には達しておりません。避難所運営など、女性の視点を生かすことは、子どもや高齢者、障がい者など、災害弱者の視点を生かすことにもつながると思います。国も法整備をして女性委員をふやそうとしておりますし、地域枠を設けて、福祉団体など女性が多い組織を加えるなど、努力をしている自治体もございます。条例改正の必要な場合もあるかと思いますが、女性の意見をより細かく反映するためにも、防災会議において、この部会等の設置をしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時44分 再開

○副議長（坂平末雄）

本会議を再開いたします。24番 平山 悟議員に発言を許します。24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

皆さんこんにちは。本日最後の質問になりますので、どうぞよろしく願いいたします。通告に従い一般質問をいたします。

過疎地域振興に関する国の現行の法律である、過疎地域自立促進特別措置法が今年度末で失効を迎え、現在、新しい法律の制定に向けて準備が進んでいると認識しております。その新しい法律においては、過疎地域の指定の基準が見直され、現在指定されている筑穂地域の指定が継続するだけでなく、新たに颯田地域も過疎地域に指定される見込みであるというように聞き及んでおりますが、その概要と正式に過疎地域に指定されるまでのスケジュールというものはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

質問議員がおっしゃいますとおり、新しい法律であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に向けて、現在準備が進められておりますが、この法案は議員立法でございまして、現在、各党各会派で協議がなされている状況のようでございます。そのような中で、令和2年12月11日付で、自民党政務調査会過疎対策特別委員会により示されました、今後の過疎対策の施策大綱案によりますと、筑穂地域の過疎地域の指定継続に加えまして、颯田地域が新たに過疎地域として指定される見込みでございます。過疎地域につきましては、法に示される要件を満たした場合に指定を受けることとなりますが、先ほど申し上げました大綱案によりますと、新しい過疎法におきましては、合併前の旧市町村単位での人口減少率について、平成2年から平成27年までの25年間の減少率が21%以上減少しており、なおかつ、現在の市町村の財政力指数が0.64以下であるという要件が示されております。颯田地域の平成2年から平成27年までの人口の減少率は24%の減、本市の財政力指数は0.51でありますことから、颯田地域がその要件を満たしております。今後、新しい法律の法案が成立しました後、4月に施行されま



した時点で、穎田地域が正式に過疎地域に指定されるものと認識いたしております。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

穎田地域の過疎地指定は、人口減少率が24%の減、本市の財政力指数が0.51であるということから要件を満たしているとの答弁ですが、過疎地域に指定された場合、過疎計画を策定する必要があると認識しております。その過疎計画を策定するに当たっては、やはり大きな目的と言いますか、理念といった枠組みを踏まえて策定する必要があるのではないかと考えています。穎田地域の非常に厳しい環境の変化に対して、どのような理念を打ち出されようとしているのかお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

まず、現在の法律であります自立促進特別措置法の理念といたしましては、都市部との地域格差の是正を目指すことが大きな目標となっており、そのために、産業の振興や国土の形成、すなわちハード事業に主眼が置かれておりました。新しい過疎法におきましては、法律の名称も「自立促進」から「持続的発展支援」という名称に変化しているように、地域の資源や人材、個性を生かした地域づくりに主眼が置かれ、外部の人との交流活動ができる環境づくりを目指すことなど、すなわちソフト事業重視の施策が大きく打ち出される予定となっております。質問議員がおっしゃいますとおり、人口減少の加速を初めとして、過疎地域を取り巻く厳しい見通しがあることを踏まえて、過疎地域への人の流れを創出するとともに、持続可能な地域社会を形成し、住民の安心安全を確保していくことが重要な課題であると認識した上で、新たな過疎対策においては、これまでの過疎地域の自立促進という理念を尊重しつつも、過疎地域を持続的に発展させていくという理念が新たに位置づけられております。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

それでは、来年度以降は筑穂地域と穎田地域がともに過疎地域に指定される見込みですが、過疎地域の自立のため、指定された後に必要な手続はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

現在の過疎地域自立促進特別措置法におきましては、過疎地域に指定された市町村は、都道府県が定める自立促進方針に基づいて、議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定めることとなっております。新しい過疎法におきましても、同様の手続がとられるものと認識いたしております。筑穂地域は引き続き、過疎地域に指定される見込みであり、4月に新しい過疎法が施行された後、速やかに両地域を対象とした本市の新たな過疎計画の策定に取り組んでまいります。現段階で把握できている情報などに基づきまして、計画の策定準備を進めておりますが、本年9月の定例会に新しい過疎計画の議案提出が行えるように、事務を進めてまいりたいと考えております。なお、この計画を策定いたしますと、計画に記載されている事業の一部に対して、国の支援メニューの1つであります過疎対策事業債の活用が認められることとなります。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

それでは、過疎地域に対する国の支援メニューである過疎対策事業債の概要と、具体的にどの

ような事業に活用できるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

新しい過疎法が成立しておりませんので、あくまで、現在の法律におきます内容でお答えをさせていただきます。過疎対策事業債は、現在の過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国が必要な支援として行う特別な財政措置であり、それぞれの過疎市町村が自主性、主体性を発揮し、地域の自立促進のために、みずからの創意工夫によって実施する事業に活用できる地方債でございます。過疎対策事業債は、対象事業費に対する充当率が100%と非常に高く、後年度に発生いたします元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、財源としては大変有利な地方債となっております。過疎対策事業債が活用できる事業といたしましては、施設整備を行うハード事業と、地域の自立促進を図る取り組みを行うソフト事業がございます。ハード事業につきましては、生活環境施設や厚生施設、教育文化施設の整備などが対象となります。また、ソフト事業につきましては、交通手段の確保や地域文化の振興など、地域活性化に資するような事業が対象となります。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

本市では、筑穂地域がこれまで過疎地域として指定されておりましたが、筑穂地域における過疎対策事業債の活用状況について、今、ハード事業とソフト事業とで活用できる財源があるという答弁でしたが、直近の5年間の実績額を、ハード事業とソフト事業の区分ごとでお答えください。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

筑穂地域における平成28年度から令和2年度までの5年間の過疎対策事業債の活用計画について申し上げます。まず、ハード事業として活用しているものは、筑穂庁舎内の筑穂ふれあい交流センター整備事業や、大分小学校大規模改造など8事業に対しまして、平成28年度が4540万円、平成29年度は4030万円、平成30年度は2億8070万円、令和元年度が1億6320万円、令和2年度は予算ベースとなりますが、9億530万円、5年間の総計で14億3490万円となっております。また、ソフト事業として活用しているものは、スクールバスの運行事業など9事業に対しまして、平成28年度が5080万円、平成29年度が5670万円、平成30年度が6390万円、令和元年度が6050万円、そして令和2年度は予算ベースとなりますが、1億90万円、5年間の総計で3億3280万円となっております。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

筑穂地域では、まだ令和2年度は予算ベースということですが、平成28年度からの5年間で、ハード事業が8事業で約14億4千万円、ソフト事業は9事業で約3億3千万円、合計で約17億7千万円。1年間平均にすると、約3億5千万円強の事業費を投じ、筑穂地域の自立促進に取り組んできたということですが、実際、この筑穂地域にお住まいの方々は、過疎対策事業や過疎対策事業債の活用状況について、どのように評価されているのかということは把握されておりますか。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

筑穂地域における過疎対策事業の進捗につきましては、自治会長会を通じて、報告を毎年行っているところでございます。その報告の中で、事業実績については一定の理解を示していただいているところではございますが、財源の問題もあり、計画に計上しているものの進捗が不十分なもの、また、行き届いていないものもあり、その事業実施について改めて要望を受けているものもございます。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

せっかく計画に計上しても、進捗がないのであれば意味がないと考えます。総花的な計画計上ではなく、地元の意見をしっかりと踏まえて、テーマを絞って重点化していくことが重要だと考えます。新しい過疎計画においては、穎田地域全体の活性化につながるような事業を考えて、事業を確実に実施していくということが大事だと思いますので、この点については強く要望しておきたいと思います。

これまで過疎対策事業債のことをいろいろ尋ねてきましたが、過疎対策事業債の活用は地域課題を解決する取り組みに活用されなければならないと思っています。私はこれまでも穎田地域の発展には、穎田支所周辺の廃止された公共施設の跡地活用は非常に重要であると訴えてきました。平成30年7月の豪雨災害で水没した地区では、10戸以上の転出があったと聞いております。

また、旧穎田支所も水没しております。今回、穎田地域が過疎地域に指定されることによって、これらの水没した地域も含め、廃止となった公共施設の解体やその後の穎田中央公園周辺の整備に対して、過疎対策事業債を有効に活用できるのではないかと考えておりますが、その点に関してはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

先ほども答弁いたしましたとおり、過疎対策事業債はハード事業、ソフト事業、それぞれに活用できますが、それぞれ活用可能な事業対象が法によって定められておまして、公共施設の単なる解体には充当することができませんが、新たな施設整備を目的として解体する場合は、一連の工事に対して過疎対策事業債を活用することもできるようでございます。いずれにいたしましても、穎田支所周辺の再整備につきましては、従前よりご指摘をいただいておりますので、その重要性を認識しておりますので、穎田地域の活性化につながるような、過疎対策事業債を有効的に活用できる方策について、庁内でも協議検討を重ねながら見出していきたいと思いますと考えております。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

穎田支所周辺の再整備については、私が以前から申しておりますとおり、地域活性化のためにも、ぜひとも早急に対応いただくよう強くお願いしております。また、あわせて、このエリアの廃止となった公共施設の中には、体育館や武道館、プールもあります。住民にとっての交流拠点であるとともに、健康づくりの拠点でもあったわけです。穎田地区は今回、過疎地域に指定されたことからわかるように、人口減少が進んでいますが、今住んでいる住民、特に高齢者への対応というものも十分考えていただきたいと思います。近年、高齢者の間では3世代でのグラウンドゴルフの愛好者がふえ、交流、健康づくりが盛んに行われていますので、そのような場の整備についても考えていただきたいと思います。穎田地域には、旧穎田幼稚園・小学校の跡地が約2千坪ぐらいの未利用地があります。そのような未利用地に、高齢者の健康づくりの場として、グラウンドゴルフができる環境を整備することについても検討をしていただきますよう要

望しておきます。

それでは、次に、新たな地域課題としては、このコロナ禍において、商工業関係者への影響は深刻ではないかと思っておりますが、実際のところ、颯田地域の商工業は現在、こういった状況であるか把握しておりますか。お答えください。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

このコロナ禍におきまして、商工業の方々は大変厳しい経営状況であると認識いたしておりますので、今回、商工会の方に、現在の商工会の会員の推移や経済的な状況などを確認させていただきましたところ、商工会の会員の方々におかれましては、コロナ禍の厳しい状況の中で、国や県、市からの支援金などを有効に活用しつつ、事業の継続をされておりました。また、非会員の方に対しても、さまざまな相談を受け付け、支援を行った結果、会員数は少しではありますがふえているという状況でございまして、コロナの影響で倒産した事業者などもいらっしゃらないと聞いており、各事業者が懸命に努力をされているという状況のようでございます。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

颯田地域の商工業者に対して、コロナの影響が結構あるのではないかと感じておりましたが、この大変な状況の中で、頑張られているということがわかりました。大変うれしく感じております。

では最後に、颯田地域の過疎計画の策定について、お尋ねしたいと思います。最初に、過疎対策の理念について答弁いただきましたが、その過疎対策の理念を踏まえた上で、颯田地域の活性化を図るための具体的な事業を、新しい過疎計画に掲載をしていく必要があると思いますが、颯田地域の過疎計画について、どのように策定していく予定なのかお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

本市の過疎計画につきましては、颯田地域と筑穂地域の2つの地域を対象といたしますので、両地域の特性を捉えつつ、それぞれの地域計画の整合性にも配慮しながら策定してまいりたいと考えております。計画に計上する具体的な事業につきましては、現在、庁内において協議検討を行っている段階でございまして、整理ができ次第、計画の素案としてまとめていく予定といたしております。非常に短い期間で策定をしなければならない状況を想定しておりますことから、計画の素案ができましたら、地元の自治会長会などにお示しして、ご意見を伺いますとともに、多くの方々のご意見を伺うことができるよう、市民意見募集についても並行して実施しながら、最終案の作成に向けて取り組む予定といたしております。なお、計画に計上していく事業の実施内容や実施時期につきましては、財源とのバランスをとりながら実施していきたいと考えております。このため、活用を予定しております過疎対策事業債など、国の財政支援の状況にも大きく左右され、残念ながらスケジュールどおりとならないことも想定されると考えております。計上する事業につきましては、新しい法律の理念に基づき、颯田地域全体の地域活性化につながる事業を、関係各課と協議しながら、優先度をつけた上で順次実施していきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

市長の令和3年度施政方針では、公共施設等の最適化に関する取り組みにつきましては、用途廃止した学校施設や体育施設等を初めとする未利用財産について、必要な条件整備を行い、売却

や有効利活用を積極的に推進してまいりますとあります。また、地場産業の振興と創業促進については、事業所の魅力向上及びその担い手となる人材の育成に取り組み、商工会議所、商工会と連携を図り、まちなかのぎわいの創出に努めてまいりますとあります。さらに、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりに努めてまいりますと、施政方針が示されております。この新しい過疎計画によって活用することができる過疎対策事業債は、国が必要な支援として行う特別な財政措置であり、それぞれの市町村が自主性、主体性を発揮し、地域の自立促進のためにみずからの創意工夫によって実施する事業に活用できる地方債であります。地元との協議や調整、また、市民意見募集についても並行して実施し、大変短い期間で計画を策定しなければなりません、いろいろと地域の意見の食い違いも出てくることとは思いますが、颯田地域全体の発展のために、よりよい計画をつくっていただくことを要望いたします。

最後に、この颯田地区は、今年の秋には市外局番も変わるということで、大変市長から尽力いただいて、少しはこの颯田地区のイメージも変わるのではないかなと思った中で、また、こういう過疎地域指定ということもあります。市長、今私のこの地域に対する質問とか要望に対して、何か一言ありましたら、よろしく一言お願いします。

○副議長（坂平末雄）

市長。

○市長（片峯 誠）

私もこの2年余り、この過疎対策法がどのように変わっていくのか、非常に心配をしながら見守ってきたところでございます。昨年11月に開催されました全国過疎地域自立促進連盟主催の定期総会と決起大会に私と、それから議会を代表していただき、議長とともに参加いたしました。その折、国会議員の皆さんが超党派で、このことはみんなで支えようという意思表示をいただきまして、正直言いまして、筑穂地域は指定が継続されるのではないかなと思って戻ってまいりましたが、それからしばらくして、今回颯田地域も過疎債の対象地域になるという見込みを、その通知をいただきまして、大変うれしく思っております。これはまさに本市が進めようとするコンパクト・プラス・ネットワークという地域づくりを、神様が頑張れよと言ってくださっているようなものだというように、私は理解をしていますし、過疎地域というと、どちらかというとマイナスのイメージがあるようですが、今般、新型コロナウイルス感染拡大を全国的に経験をして、都市への一極集中から、やっぱり自然と調和したところも魅力だよねという地方への分散の流れもできつつありますので、この機にまさに今質問者がおっしゃいますとおり、テーマを絞ったり、共通目標を地域の方々とともに持ちながら、将来にわたって魅力ある颯田地域になれるように頑張りたいと思っています。先ほど担当部長のほうがるる説明しましたとおり、過疎債があるからやるというようなことでは、正直言いまして、県や国のほうの査定もこれまでそういう類いの事業は通ってきておりません。ですから、こういう方向性を持って、計画的にこうやりますよということ、9月まで時間はありませんが、質問者そして議会の皆さんと筑穂地域、颯田地域、そしてそれが市全体にいい影響を及ぼすような計画になれるように、つくり上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（坂平末雄）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

市長、大変ありがとうございます。本当にこの過疎債をマイナスイメージに考えず、颯田地区の将来のために、プラス筑穂のために、よい計画を作成してください。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明3月11日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。  
お疲れさまでした。

午後 2時14分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

都市建設部次長 中村洋一

副市長 梶原善充

企業局次長 本井淳志

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二